

平成 23 年 6 月 13 日

平成 23 年 箱崎町箱四町会 定期総会議事

第 1 号議案 平成 22 年度 事業報告  
平成 22 年度 決算報告 監査報告

第 2 号議案 平成 23 年度 事業計画  
平成 23 年度 予算案

第 3 号議案 町会規約第 13 条 規約改訂

第 6 章 会計の第 13 条、町会費についての規約を下記の通り変更する

現在の規約

第 13 条 本会の会費は月額を一般住宅 500 円以上、法人は 1000 円以上とする。集合住宅については、別途協議によって決定する。

改正後の規約

第 13 条 本会の会費は月額を、個人は、500 円以上、法人は、1000 円以上とする。但し、集合住宅が一括して会費の支払いをする場合、入居可能な総世帯数が 30 世帯以上の場合、1 世帯当たり月額 200 円以上×総世帯数とし、30 世帯未満の場合、月額 250 円以上×総世帯数とする。